

資料

フランス法における争議権

恒 藤 武 二

一、序 説

- 二、一九四六年憲法による争議権の保障
- 三、同盟罷業の労働契約に対する効果
- 四、争議目的の合法性
- 五、争議手段の合法性

その後七月革命、二月革命を経て労働者階級の勢力は次第に増大した。これは同時に、フランスの資本主義經濟がほぼ順調に發展した事實と對應している。一八六四年になつて、第二帝政政府が、不完全な形ではあれ團結禁止政策を緩和し、争議權を法認したのは偶然ではなかつた。さらに一八八四年、すなわち第三共和政が一八七五年成立し、次第にその基礎を確實に始めた時期に職業組合法が制定された。同法は既に一八六四年法によつて認められた労働者の争議権^{*}とならんで、労働組合結成権をも認めるに至つた。この時期において、フランスの集團的勞使關係に關する法制は、一應その形を整えたわけである。

* フランスの資本主義經濟はこの時代に成熟期に入つたものと通常考えられている。

** 當時は團結 Coalition の権利と呼んだ。團結権と云う語は、今日では組織を作ること、すなわち組合結成権を意味するようすに我國では理解されているが、フランスについては、今でも Coalition と云えば、もつとダイミックな争議権とほぼ等しい意味で理解されている。

フランス法においても、争議権は労働者の長期間にわたる闘争の結果獲得された権利である。既に絶對王政の時代から、労働者はしばしば大規模な争議を起し、封建的な體制の一角を打ち破ろうとしていた。しかし、これらの争議は權力によつて苛酷に彈壓された。大革命も、労働者の争議権を認めるには至らなかつた。反つて一七九一年六月十四一十七日法、いわゆるシヤプリエ法は労働者の團結を禁止する。その後の革命の高揚も

シャプリエ法を廢止するには至らない。革命後の反動は、刑法典の中に團結の禁止を固定化してしまつた。

自由主義的立場においては一應の完成段階に達したフランスの争議法が現在どのようなものとして存在しているかを簡単に紹介することを主な目的とした。なおフランス法上は興味ある問題でも、それがわが國の労働法を考える上であまり参考にならない場合にはなるべく省略し、重點的に敍述する方針を取ることにする。

一、一九四六年憲法による争議権の保障

フランスにあつては、争議権が憲法上規定されたのは、第二次大戦後成立した現行一九四六年憲法が最初である。しかし現行憲法は、國民投票によつて否認された第一次草案とは異なりその前文 *Preamble* において争議権を保障する規定を置くという形式をとつた。^{*}そこで、憲法前文のこのような規定は、果して實定法立に拘束力をもつものかどうか、實定法としての拘束力をもつとするならば、右のように争議権を憲法上保障することが法的にはどのような意味「争議権の法的性格」をもつかこの二點が争われるに至つた。これらの問題はきわめて重要であり、特に後者は、わが憲法第二八條の認める争議権について考へる場合にも、大いに参考になると思われる所以次に詳しく説明しよう。

* 第一次草案でも、規定の内容はほとんど同じであつた。

A 憲法前文による争議権の保障 憲法前文中の争議権に関する規定が、實定法として拘束力をもつかどうかの問題は、いうまでもなく、前文全體の法的性質の問題である。これについ

ては、第一次草案にあつては本文中に入れられていた諸規定が前文に移されたという事實、さらには、全體として急進的な印象を與えていた第一次草案が國民投票によつて否決された後、改めて現行憲法が成立したという事實等を背景に、憲法前文は憲法の基本的精神を表わすものではあるが、プログラム的宣言に止まり法的には拘束力をもたないとする否定説と、前文もまた本文と共に、一體として國民投票の結果承認されたものであり、また前文の改正も國民投票の対象となるゆえ、當然憲法の一部分として法的拘束力をもつとする肯定説とが存した。後者は無條件に前文全體について拘束力を認める立場と、その各個の規定の性質、すなわち漠然としたプログラム的なものか、それとも具體的なものかによつて實定法的規定であるかを検討する立場とに分たれる。^{*}

* cf. Georges Vedel, Manuel Élémentair de Droit Constitutionnel, 3^e p. et suiv.

争議権に関する規定については、實定法的拘束力を否定する人は、それは單にこれまでに存在する諸法規、判例等によつて承認されてきた争議権を、すなわち、その意味では一定の限界を既に定められている争議権を新憲法の前文は確認したものにすぎないと主張した。この議論は、『争議権はそれを規制する法律の定めるわくの中で行使される。』と云う前文の規定の文言を忠實に解釋しているように見える點に強味があつた。このような、保守的立場からの主張に對して、労働總同盟を代表するマルクス主義的立場に立つ論者は真正面から對立した。後

者は、憲法前文によつて争議権が保障されたことは、時期的意味をもつと考へるの規定によつて、公企業、官公吏の争議はもちらん、同情争議、政治的争議等、一切の労働者階級によつて行はれる争議は合法性を獲得すると主張している。**

* J. DE Hulster; *Le Droit de Grève et sa Réglementation* p. 28 et suiv.

** マルクス主義の立場からの主張は “Droit Ouvrier” 誌に多く掲載されているらしいが、入手していながら詳しく紹介できないのは残念である。

右に略述したような二つの極端な主張、すなわち、一つは憲法前文の争議権に関する規定を無視しようととする説と、今一つは憲法前文によつて争議権を他の一切の市民法的権利に絶対的に優先すると考える説との中間に、判例ならびに正統的な學説が形成された。この立場は、憲法前文の争議権に関する規定を實定法として拘束力をもつものとはつきり認める。したがつて憲法上新らたに保障されたことによつて争議権の法的性格が以前とは異なることを承認する。また『争議権はそれを規制する法律のわくの中で行使される。』という文言の中の、『法律のわく』というのは、既存の法規に重點があるのではなく、むしろ新憲法は、憲法上争議権を全面的に保障しつつ、その合理的な制約が立法によつてなされることを期待したものだと理解する。しかし、立法による争議権の制約が、警察、國家保安隊の二つについて以外なんらなされていないという現實に對して、法上の一般的原則論をもち込む點が急進的理論と異なつてい

る。すなわち、前述のような解釋からは、現在争議権を制約する特別法が上記二つの例外を除いては存在していない以上、同情争議や政治的争議も明らかに合法性をもつはずである。しかし正統派的立場の人々は、このような寵業は、争議権の濫用であり、不法行為あるいは債務不履行であると考える。憲法は争議権を確認したが、しかしその濫用まで認めたわけではない。

* cf. Paul. Durand; *Le nouveau droit jurisprudentiel de la grève, [Droit social Sep.-Oct. 1951]*

B 争議権は公務員にも認められる 争議権が憲法上保障された事實に對する、前節に紹介したようなフランスの支配的な考え方は、わが國との場合と比較して別に特色もなく、反つて資本主義社會における争議権に對する官僚的法曹の理解が基本的には一致することを實證している。しかし、わが國の場合と若干異なる點が一つある。それは公務員の争議権に對する態度である。

フランスの刑法典はその第一二三、一二四、および一二六條によつて官公吏の争議権を奪つていた。この刑法典の各條は、團結禁止を解いた一八六四年法によつても廢止されることはなくそのまま現在に至つてゐる。そこで、一九四六年現行憲法が制定されたとともに、上記刑法典各條の効力が問題とされた。この際、形式的な法理論をとれば、憲法前文は『争議権は法律のわく内で行使される。』とあるのだから、刑法典第一二三條以下は未だに効力をもつと云う議論も可能であった。しかし、第一

次大戦を通じて飛躍的に増大したフランスの労働階級の實力は公務員の争議権をばいわば既成事實として存在せしめた。政府自身がラマディエ案として一定範囲の公務員の争議を禁止する法案[否決さる]を提出することにより、刑法典の前記規定が事實上廢止されたという事態を認めざるを得なかつた。一九四六年憲法成立後の裁判所の態度も同様であり、刑法典を根據にして公務員の争議を禁じた判例は一つもない。[※] このような事情はフランスにあつては公務員もまた労働者であることははつきり認識されていることを物語る。もちろん、一方において公務員の争議を禁止せよとの主張が盛んになされていることは否定できないが。

* M. Amiaud, *Cours de Droit du Travail*, (1952) p. 861

** 戰前においても、公務員の争議が刑法典を適用されて裁判所で扱われた例は少ない。

一般的な表現によつて憲法上、争議権が保障されたことの意味は、一つにはこれまで述べたように争議権を公務員をも含めた全労働者がもつといふことにあつた。しかし、さらに今一つ大きな變化が齎らされた。それは争議権の法的効力に關する。すなわち、争議権は憲法上保障されることによつて單なる公法上の自由権に止まらず、私法上も一定の効果をもつことが確認されたという點である。この點は、フランス法における争議権を理解する上で、きわめて重要であるから次章で詳しく説明する」とにしよう。

争議権の法的性質に對する理論構成は、裁判所に關するかぎり、一九四六年憲法制定までは甚しく市民法的な理解に基いてなされていた。

同盟罷業は労働者による協同的・集團的な労働の停止である。團結が禁止されていた時代には、労働者が労働組合あるいは争議團として、協同的に労務の給付を停止する意思決定をなし、かつそれを實行する點に違法性が認められたことはいうまでもない。一八六四年法はこのような同盟罷業の違法性を免責し、一八八四年法は組合結成権を認めることによつてさらに同盟罷業の合法性を確實にした。しかしながら、兩法共に同盟罷業の民事法上の免責についてはなんら積極的に規定を置かなかつた。

そのため、市民法的な理論を固守する人々、特に裁判所は、争議権の私法的効果については、契約法の一般的法理をそのまま適用して理論を構成した。すなわち、同盟罷業として表われる争議権に特別な私法的効果を認めることなく、しかも同盟罷業が債務不履行となることを避けるために、同盟罷業によつて労働契約は一旦解約され、争議終了とともに再び新たな労働契約が労使間に締結されるという理論構成をしたのであつた。^{*} このような理論からは、二つの重要な結果が生ずる。一つには、同盟罷業によつて労働契約は解約されるのであり、かつ解約されることによつて罷業から生ずる損害に對する法的責任を免れるのであるから、同盟罷業は、法の定める労働契約の解約豫告期

間を循守してなされねばならない。今一つは、同盟罷業によつて労働契約は一旦解約されるゆえに、争議終了後労働者を再雇用するか否かは使用者の自由に委ねられ、労働者の地位はきわめて不安定になる。^{**}

* Cass. Civ. 15. Mai. 1907.

《同盟罷業に参加した労働者は、彼の自由意思によりて、彼を雇主に結びつける労働契約の履行の繼續を不可能にしたのであるから、またこの行爲は、刑法によつて彼に對し禁止されていいとしても、彼が從つた動機がいかなるものである、概契約の決定的な解約を構成するものであり、このような性質の事實の法的結果は、その雇主が労働者によつて無に歸せしめられた約定の履行を、後になつてその意思のままに再び取り上げる權能を留保しようと欲していきであるうといふような状況によつて修正されることはない。》

* * Cass. Civ. 15. juin 1937 《争議に参加した労働者を

工場に保持することの事業主による拒否は、突然の、あるいは濫用的な解雇のゆえをもつて損害賠償の訴の根據となり得るものではない。》

右に略述したような争議権に關する理論構成は、フランスにおいてばかりでなく、ドイツにおいても全く同様になされてい^{*}た。しかし同盟罷業に際して、労働契約は一旦解約され、争議終了とともに再び新になる契約が締結されるとする理論構成は全く形式的技巧的理論であつて、いうまでもなく労働争議の實

情に則していない。そこで、同盟罷業は、既存の労働契約を消滅さるものではなく、そこには單に労働契約の履行の停止 Suspension があるのにすぎないという説が次第に有力になつてきた。高等仲裁法院も一九三九年一九日の判決以來このようない解釋をとつてゐたが、しかし通常裁判所は現行憲法成立までは、頑強に舊説を守つていた。

* 緒市節郎『ロツクアウトに關する法律上の諸問題』(司法研修所刊) 八三頁以下参照。

* * J. DE. Hulster. op. cit. 14 et suiv.

現行一九四六年憲法は、その前文において争議権を保障したが、それにもかかはらず、争議権のもつ私法的効果を否定しようとする説が存したことは既述の通りである。しかし、破毀院民事部は、この立場を取らなかつた。《憲法の制定者による争議権の嚴肅な確認は、——争議権は職業上の利益の防禦の一つの態様となつたのであるが——この争議権の行使の結果、労働契約の消滅を來すとする説と論理的に整合しない。》(28. juin. 1951) かくして、同盟罷業はじめて《労働契約の一方的な解約の總計》として考えられることを止め集團的權利として認識されるに至つた。^{*} このような結論は、國民議會が一九五〇年二月十一日新労働協約法を制定し、その第四條によつて、労働争議によつて原則的には労働契約が消滅するものでないことを明記するに至つて、實定法的にももはや疑のないものとなつた。さて、右に述べた一九五〇年法は、第四條において「労働者の責に歸せられ得べき重大なる過失 faute lourde ある場合を

除き、同盟罷業は労働契約を解消するものでない」と規定した。すなわち、同盟罷業に参加した労働者の地位は、この規定によつて具體的に對使用者との關係において保障されるに至つたわけである。ここで重要な問題は、どのような労働者の行爲が「重大なる過失」に相當するかという問題である。この問題は、基本的には争議行爲の合法性の基準をどこに求めるかに關聯している。それゆえ、ここでは一般的に「重大なる過失」という概念は、問題にされている各労働者個人について考察されるべきことであり、しかも、各個の場合の事情を考慮しても免責され得ないような害意を伴つた特種な重要性をもつ過失として扱われていることを指摘するだけに止める。

* Durand; op. cit.

** Amiaud; op. cit. 865 et suiv. Hulster; op. cit. 68 et suiv. なお、前記規定に反する解雇も、私法上は有効なものとして扱われている。

四、争議目的の合法性

争議権は一九四六年憲法によつて保障されているが、しかしながら既に見たように、法の規制のわくの中で、かつ権利濫用にならぬ範圍で認められたものと通常は解せられている。そこで我國の場合と全く同じように争議中の各種の行爲の合法性の基準をどのように考えるかが大きな問題となつてゐる。この點をまず争議の目的の面から検討して見る。

一八八四年法の第一條〔労働法典第三部第一編第一章〕は、労働組合の存在目的は、職業上の利益を防禦し促進する點にあ

ることを規定する。すなわち、労働條件の低下を防ぎ向上をはかる行爲、換言すれば經濟的鬭争のみを労働組合の本質的な行爲と認めてゐるわけである。そこで、この條文を根據にして、直接労働條件に關係しない要求を掲げる同盟罷業は合法な行爲でないという主張がなされる。

まず第一に、使用者、又は第三者を害するためになされたる同盟罷業は不法なものと考えられる。このようなケースは稀であるが、組合に加入していない労働者を解雇するように使用者に要求する争議は若干問題になる。この點に關し破毀院の態度は労働協約に特別の定めがある場合は格別、その他の場合にはこのようないのちでなされる同盟罷業は権利の濫用であるとの判例を古くから確立している*。

* Cass. Civ. 5. juin. 1896.

第二には、同情争議が問題となる。同情争議が合法性をもつかどうかは關係労働者の利益の連帶性の程度を考慮して判断され、概して原則的には不法となす説が多い。しかし、右の二つの場合、原則的にはいずれも民事責任が問題になるだけであつて、刑法上違法とされた例はほとんどない。

最後に、政治的争議が問題となる。周知のようにフランスの労組は第二次大戦前、人民戦線が結成されたころから、きわめて強く政治的行動をなすようになつて來た。戦時中のレジスタンス運動を経て、労組の政治性は益々強められている。そこで政治的争議が數多く發生し重要な問題となつたわけである。

政治的争議に關する學說ならびに裁判所の態度は、現在では

はつきりしていよいよ見える。すなわち、第一に、政治的意圖をもつてなされた同盟罷業であつても、その刑事的責任は問題とならない。換言すれば、労働者は政治的行動をなす完全な自由を公法上はもつてゐるのであり、その行動の手段が違法なものでないかぎり刑事責任を問われることはない。《實金労働者が、政治的秩序に属する理由によつて、彼らの労働を中心とする権利をもつてゐるか否かを知ることが問題になるのでない。社會的關係の組織の基礎に、労働の自由の原則を置く社會については、各個人は自由に彼の労働を遂行し又は中止する自由をもつてゐる。彼の決意を動機付けるように拘束される」とさえない。只徴用のみが彼の意志の自由な發動をマヒさずであろう。》このようにデュラン教授は述べている。^{*} わが國では、政治的争議を業務妨害罪に概當すると考えるような人々が少くないよう見受けられるが、そのような考え方が、いかに反個人主義的、反自由主義的、すなわち市民法理からはずれてゐるものであるといふことが、兩者を比較すると判る。

* Paul. Durand; *Le régime juridique de la grève Politique*. [Droit Social. Jan. 1953]

次に、政治的争議は、刑法上なんら問題にならないが、通常民法上の不法行為には概當するものとされている。その根據付けは、それが議會主義の原則に反する點、使用者によつては解決できない要求であること、直接労働條件と關係せず、労組の存在の目的から外れている點等に求められている。これらの論點は、わが國でも相當論議されたことがらゆえ省略する。以上

略述したような政治的同盟罷業に對する考え方は、一九四六年憲法成立以前に確立されたものであるが、現行憲法成立後も變化していない。したがつて、争議に際して労働契約の安定性を保障する一九五〇年法第四條による保護は、政治的同盟罷業に參加した労働者には與えられない。^{*}

* Civ. Marseille, 20, déc. 1929.

「たゞえ労働者がその政治的意見のゆえに、脅やかされ得ないとしても、その政治的意見の表明においては、彼が所屬する企業に對して重大な不安の原因となるようなものであつてはならない。」

「一般的利益は企業が正常に規則的に機能すること、また、被傭者が勝手に労働を停止したり再び始めたりできなことを要求する、もし争議が法によつて規定されず、禁止されているような結果に達することを目的とするならば、その争議行為は、この場合には不法な性質を示し、その實行を確保した組合は、その危険と滅失に對して責任をもつ。」「この争議は唯一の政治的目的のみをもち、なんら協同的利益と關係していない。」

この判例以前にも政治的争議を不法とした判例は少くない。詳しく述べてはデュラン教授前掲論文参照。

** デュラン教授は、戦後の判例の中の唯一の例外はデュル Tulle 地方裁判所の一九五一年六月二六日の判決であるという。同判決は、逮捕された二人の農夫の釋放を要求するため労働者が知事のところに押かけた行為について、

この行爲はなんら暴力的因素を含んでいないから、一九五〇年法第四條にいう重大なる過失に相當しないとしたものである。

五、争議手段の合法性

争議権行使の手段が適當でない場合には、争議権の濫用として合法性を失う場合が少くない。刑法典の各條に概當するような暴力的行爲が違法であることはいうまでもないからこの點は省略する。ただ、フランスの刑法典は労働の自由を侵害する

罪を第四一四条および四一五條で規定していることに注意したい。第四一四條によると、暴行・脅迫・詐術等によつて賃金を上下しようとして、あるいは他人の労働の自由を侵害しようとする行爲が犯罪となる。この規定は、一八六四年法により舊規定が修正されてでき上つたものであるが、なお團結禁止時代の思想を含んでいると云えよう。その立法目的は、普通法によつては犯罪とせられない程度の暴行・脅迫・詐術をも、労働者が團結して行つた時は違法なものとする點にあつた。このような事情から、第四一四條は次第に厳格に解釋されるようになつてきた。すなわち、破毀院は本條の規定の一般的性格について最近次のように判決している。△刑法第四一四條の保護の対象は、労働それ自體あるいは労働のための設備ではなく労働者の自由であり、しかも同條は同條の規定する暴行・脅迫・詐術等を争議に參加している労働者を労働の協同的な停止に加わるよう唆かしあるいは強制するために行われた時にのみ、抑壓するもの

である。△このよだな解説は、ピケを行つ労働者が單に石を投げただけで既に第四一四條にいう脅迫が存在すると云うような解釋や、普通法に觸れぬ程度の物に對する實力行使をも直ちに第四一四條違反とする解説を排除し、同條の保護する法益を労働の自由と云う點に嚴密に限定する點に意味がある。

* 例えは、破毀院判例「一九三二・一一・二五」は、刑法第四一四條に云う脅迫は刑法第三〇五條以下の要求する要件を明らかに必要としないことをまず指摘している。
** C. crim. 29 juin 1950.

労働者が同盟罷工に際して行つピケットは、それが普通法により違法とされる場合を除いて、右に述べた労働の自由を侵害する罪に當らないかぎり合法と考えられている。ピケットに關して重要なことはフランス法の場合には、それが争議に參加していない労働者の労働の自由を侵害するものが否かに重點を置いて考察されている點である。換言すれば、對使用者の關係において、すなわち使用者の業務を妨害すると云う點でストに参加していない労働者に對するピケットの違法性が考えられた例は全然といつてよいほど見當らない。

このことは、フランスにあつては、ピケットも明らかに争議権の行使の一形態として認識されていること、かつ争議権の一構成部分としてのピケットを行う権利は、争議に參加していない労働者の基本権としての労働の自由との關係においてのみ制約されることを示している。刑法第四一四條の適用について云えば、フランス法上ピケットの合法性は原則的には平和的説得の

段階に止まるから、右のような理論構成をとることは大して意味がないと考えられるかも知れない。しかしひヶットを使用者の業務妨害を構成すると考えることと、すなわち使用者の經營権の侵害として把えるか否かは實際には大きな差異を齎らす可能性がある。實定法上ヒヶットの違法性が使用者の權利に關係しないとなると、またその違法性は單にスト破りを行う労働者の自由権の侵害にのみ關するとなると、社會的な規範意識はヒヶットが爭議権の行使であると云う方向へ益々向うことになる。

ヒヶットはスト破りを防ぐために、直接當概労働者に向けてなされるが、同様の効果をあげるために、操業を不可能にする措置がなされることが少くない。例えば、ボイラーの火を消すとか、電流を遮断する等の行爲がなされる。これらの行爲は、かつては一種の暴行によつて他の労働者の労働の自由を妨げるものとされていたが、近年に至つてこのような「物に對する暴行」と云う概念は排斥されるに至つた。^{*} したがつて、普通法もしくは各事業に關する特別法に觸れないかぎり、このような行爲は合法と考えられている。

* Hulster, op. cit. p. 92 et suiv.

争議手段の面から見てフランス法上争議権がどのように規定されているかをこれまで見て來たが、最後に現在もつとも重要な問題の一つである工場占據を作つ同盟罷業について簡単に説明しよう。

工場占據を作つ同盟は、一九三六年頃からフランスでも盛ん

フランス法における争議権

に行われ、また問題になつて來た。工場占據は、使用者の管理権を排除する點で私法上不法な行爲であると通説は考えていい。それゆえ一九五〇年法第四條の適用に關しては、労働者の責に歸すべき「重大な過失」となる。しかし工場占據が刑法上も違法となるかと云うとの點は原則として消極的に解されている。したがつて、使用者側は不法占據を理由として裁判所に明渡命令を求める以外に有効な対策はなく、工場占據を作つストには弱つてゐるのが實情と云うところであろう。^{**}

* Amiaud; op. cit. p. 871 et suiv.

** Hulster 前掲 100 頁以下には、警察が裁判所の明渡命令の執行に協力しなかつた場合の対策まで掲げているのは興味深い。

フランスで、當面最も重要な問題は、公共事業の争議である。既述のように、公務員の争議権は原則として認められている位であるから、公共企業體や、民間の公共事業の争議の合法性については全く疑ひない。そこで、このような公共事業の争議を制限せよとの議論も當然でてくる。しかし、國民議會は依然として特別法を制定していない。そこで、政府は戦争中の遺物である徵用令を發動して、彈壓している。この問題はわれわれにとつても興味ある問題だが、紙數の關係で省略する。

* この點はフランス法における争議調停制度と併せて簡単な紹介した拙稿があるので參照されれば幸である。「季刊

労働法第六號昭和二十七年十二月」